

# 緊急雇用創出特別奨励金

職安又は一定の人材紹介会社を通じて45歳以上60歳未満のリストラ等による離職者を雇い入れた場合に、1人につき30万円を支給する制度です。

## 主な支給要件

職安又は一定の人材紹介会社を通じて45歳以上60歳未満のリストラ等による離職者を雇用保険の一般被保険者（週30時間以上労働）として雇い入れること。

最近、会社都合の解雇（希望退職等のいわゆるリストラも含む）をしていないこと。

## 支給申請手続き及び窓口

対象労働者の雇い入れ日から3ヶ月を経過した日から1ヶ月以内に申請。

申請窓口は、各都道府県高年齢者雇用開発協会

## アドバイス

「新規・成長分野雇用創出特別奨励金」の弟分と言える助成金制度で、類似点が多くありますので、以下両者を比較してポイントを見てみましょう！

窓 口		新規・成長分野雇用創出特別奨励金	緊急雇用創出特別奨励金
		各都道府県高年齢者雇用開発協会	
支 給 要 件	業種要件	新規・成長15分野に該当する事業	業種の絞りなし
	紹介要件	職安又は一定の人材紹介会社経由	
	対象労働者	30歳以上60歳未満 のリストラ等による離職者	45歳以上60歳未満 のリストラ等による離職者
	雇入形態	雇用保険の一般被保険者（週所定30時間以上）として雇い入れ	
	解雇等	最近、会社都合の解雇をしていないこと	
助成金支給額		雇い入れ1人当たり70万円	雇い入れ1人当たり30万円
他の助成金との併給		各種雇い入れ助成金と併給可能	

「新規・成長分野雇用創出特別奨励金」も「緊急雇用創出特別奨励金」もいずれも、その他の各種雇い入れ助成金制度と併せて受給できますが、この両者（兄弟）を併せて受給することはできません。

金額は「新規～」の方が高いですし、年齢も30歳～と比較的若い人材をも対象としておりますので、業種が「新規～」に該当する企業では「新規～」を受給、業種的に「新規～」は受給できない企業が「緊急～」を活用するという棲み分けになります。

いずれにしましても「職安への求人」をなされるのであれば、いずれかを検討してみてもよろしいでしょう。